

八郎潟町告示第9号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月19日

八郎潟町長 畠山菊夫

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

浦大町地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月15日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 6経営体

個人 14経営体

集落営農（任意組織） 1組織

4. 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 生産品目の明確化については、安定した水稲・大豆の生産を中心として玉ねぎやキャベツ等の高収益作物の生産拡大を推進し、農業所得の向上を図る。また、育苗ハウスを利用した冬期間のほうれん草等の生産に取組年間を通じた営農を行う。これらの取組により水稲単一からの脱却を図り複合化を目指す。6次産業化については加工用米や野菜を活用した事業を目指す。また、水稲・野菜の無農薬化等により高付加価値化を目指す。新規就農については関係機関と協力の上、情報を共有しながら地域内外の新たな担い手を掘り起こし、技術継承等を行い育成する。